

保ワ第945号
令和4年1月22日

高齢者福祉介護課長 殿

ワクチン接種等戦略課長
(公印省略)

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応に基づく
抗原定性検査キットの配布等に係る周知について (依頼)

みだしのことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他より事務連絡がありますので、市町村所管課宛てに、各管下事業所への周知について依頼していただくようお願いいたします。

(担当)

保健医療部ワクチン接種等戦略課
対策支援班 島、小田

電話 098-894-5122

e-mail shimat@pref.okinawa.lg.jp

保ワ第945号
令和4年1月22日

各施設の長 殿

沖縄県保健医療部ワクチン接種等戦略課長
(公印省略)

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応に基づく
抗原定性検査キットの配布等について

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染者の急拡大に伴い、高齢者施設等の職員が感染者や濃厚接触者となる事態が発生しております。

つきましては、濃厚接触者となった介護従事者については、入所者に必要なサービスを維持するために本県を対象とした緊急的な対応として、毎日業務前検査により陰性が確認されていること等の要件を満たす限りにおいて、介護に従事することが可能である(不要不急の外出に当たらない)ことが「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年1月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他)において示されていることから、必要に応じた対応をお願いいたします。

なお、令和3年6月9日付(令和3年6月25日改訂)事務連絡に基づき、配布した抗原定性検査キットの使用も可能となります。検査キットの使用については、下記のとおりとなります。

また、追加配布を希望する場合は、電子申請システムより申請をお願いします。

記

- 1 配布方法 県から配布
- 2 対象施設 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護・短期入所療養事業所)
- 3 使用対象 濃厚接触者となった介護従事者(要件及び注意事項を満たした者)
- 4 抗原定性検査キットの使用実績について
使用実績については、電子申請システム又は担当者までメールで報告をお願いします。
※先月の使用実績がない場合は、報告は不要です。

沖縄県保健医療部ワクチン接種等戦略課
担当:島、小田
TEL:098-894-5122 FAX:098-861-2888
Mail:shimat@pref.okinawa.lg.jp